

魚津市告示第48号

魚津市成年後見・権利擁護推進協議会設置要綱の一部改正につ
いて

魚津市成年後見・権利擁護推進協議会設置要綱（令和3年6月17日魚津市
告示第182号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月14日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第1条・第2条 （略） （組織） 第3条 協議会は、委員 <u>9人</u> をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が 委嘱する。 （1）－（3） （略） <u>（4）</u> <u>富山県行政書士会に属する者</u> <u>（5）</u> （略） <u>（6）</u> （略） <u>（7）</u> （略） <u>（8）</u> （略） <u>（9）</u> （略） 第4条－第9条 （略）	第1条・第2条 （略） （組織） 第3条 協議会は、委員 <u>8人</u> をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が 委嘱する。 （1）－（3） （略） <u>（4）</u> （略） <u>（5）</u> （略） <u>（6）</u> （略） <u>（7）</u> （略） <u>（8）</u> （略） 第4条－第9条 （略）

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。